

佐倉市補助金等交付基準

I 趣 旨

佐倉市の行う補助金等の交付について、更に透明性と公平性を高めるとともに、適正で効果的な施策の展開をはかるため、「佐倉市補助金等の交付に関する規則」（平成9年佐倉市規則第39号。以下「補助金等交付規則」という。）に規定するほか、補助期間や補助率など補助事業の指針として、次のとおり補助金等交付基準を定める。

II 定 義

この基準における「補助金等」とは、公益上必要があると認める場合において、交付する補助金、助成金、奨励金その他相当の反対給付を受けない給付金で、地方自治法施行規則別記歳出予算に係る節の区分（第15条関係）において19節負担金、補助及び交付金に分類されるもののうち、補助金及び交付金として交付するもの（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療及び災害共済の給付等を除く。）をいう。

III 交付期間

補助事業の効果や必要性等の見直しを定期的に行う観点から、条例、規則によるものを除き、すべての補助金等について次のとおり終期を設定する。

- (1) 単年度補助以外の補助金等の交付期間は、3年を期限とする。^(※1)
- (2) 国・県等の補助に伴う補助金等については、交付期間が3年を経過する日以前であっても、国・県等の補助が廃止になった場合は、見直しを行うこと。
- (3) 目的が達成された事業や自立が認められる団体又は目的が達成できないと認められる団体については、交付期間が3年を経過する日以前であっても、補助を打ち切ること。
- (4) 交付期間中の事業計画及び目標を別途明示すること。

(※1) 平成21年度以降に実施する補助事業にあつては、補助金等の交付期間は、平成24年3月31日を期限とすること。

IV 補助対象

市が交付する補助金等の対象経費は、次のとおりとする。

(1) 団体	①事業費	市以外の者が実施する事業に公益性があり、その実施に金銭的な援助が必要な場合
	②運営費	団体の存在に公益性があり、団体の設立、運営に当たり、その運営基盤が弱く金銭的な援助が必要な場合
(2) 個人等		上記以外の格差是正、個人の経済的負担軽減や一定の行為への誘導のために金銭的な援助が必要な場合

V 交付基準

1. 共通基準

補助金は、地方自治法第232条の2の規定により、普通地方公共団体は、公益上必要がある場合に補助を行うことができるとされているが、佐倉市においては、次の共通基準に当てはまる場合にのみ補助金等を交付するものとし、同一ないし類似目的の補助金等については、整理・統合を図るものとする。

(1) 効果性	①補助金等の支出が市全体の利益につながり公益上必要であること。 ②事業の目的や内容等が社会経済状況の実情をふまえていること。 ③市民の福祉の向上や利益の増進に効果が期待できること。 ④行政と市民との役割分担において、市の推進すべき事業と認められること。
(2) 適格性	①補助金等の支出が規則又は交付要綱に基づいており、法令等に抵触していないこと。 ②団体等の会計処理及び使途が適切であること。 ③補助金等の額は、団体等の決算における繰越金の額と比べて適正であること。 ④補助金等の額は、事業の規模や進捗状況に応じたものであること。

2. 分類別交付基準

原則として、補助金の額及び条件は、次に定めるとおりとする。なお、事業の受益者（行政等の参加者を含む）に対し、受益に応じた適正な負担を求めていると認められる場合は、本来受益者が負担すべき額を減額して補助額を決定するものとする。

（1）市の基本計画の施策体系に位置づける行政目標を達成するためのもの

分類	区分	交付基準
①市が依頼する事務処理に対する報償的な財政支援(交付金)	・団体(事業費) ・団体(運営費)	・所要額
②市との連携により実施する事業への財政支援 (行政からの働きかけで組織された団体、市域を包括する組織等に対する補助)	・団体(事業費)	・補助率2分の1以内 ^(※2)
	・団体(運営費)	・補助率2分の1以内 ^(※2) ・団体設立後5年を経過していないこと。 ^(※3)
③啓発、誘導のための財政支援 (制度補助)	・団体(事業費) ・個人等	・補助率2分の1以内 ^(※2)
	・団体(運営費)	・補助率2分の1以内 ^(※2) ・団体設立後5年を経過していないこと。 ^(※3)
④啓発、誘導のための財政支援 (特定団体の支援)	・団体(事業費)	・補助率2分の1以内 ^(※2)
	・団体(運営費)	・補助率2分の1以内 ^(※2) ・団体設立後5年を経過していないこと。 ^(※3)
⑤特別な負担を強いられている特定市民への弁償的な財政支援	・個人等	・所要額
⑥一定水準の市民生活を保障するための財政支援(扶助費的性格の強いもの)		・所要額 ・所得要件を設けること。

- (※2) 1. 国又は県の事業として実施されるもので、国又は県それぞれの補助事業の規定を準用した場合の補助率は、2分の1を超えて設定することができる。
2. 一定の基準により不特定多数に対して少額(概ね5万円未満)を交付する奨励金等の場合は適用しない。
3. 施策の推進上、特に必要であると、市長が認めた別記1に掲げる補助金等の補助率は、2分の1を超えて設定することができる。

- (※3) 1. 特に団体の存続が政策目標の達成に不可欠であり、その活動を代替する団体が見当たらないと市長が認めた別記2に掲げる団体については適用しないものとする。
2. 平成18年4月1日において現に存在する団体については、交付基準の算定において、同日において設立されたものとみなす。

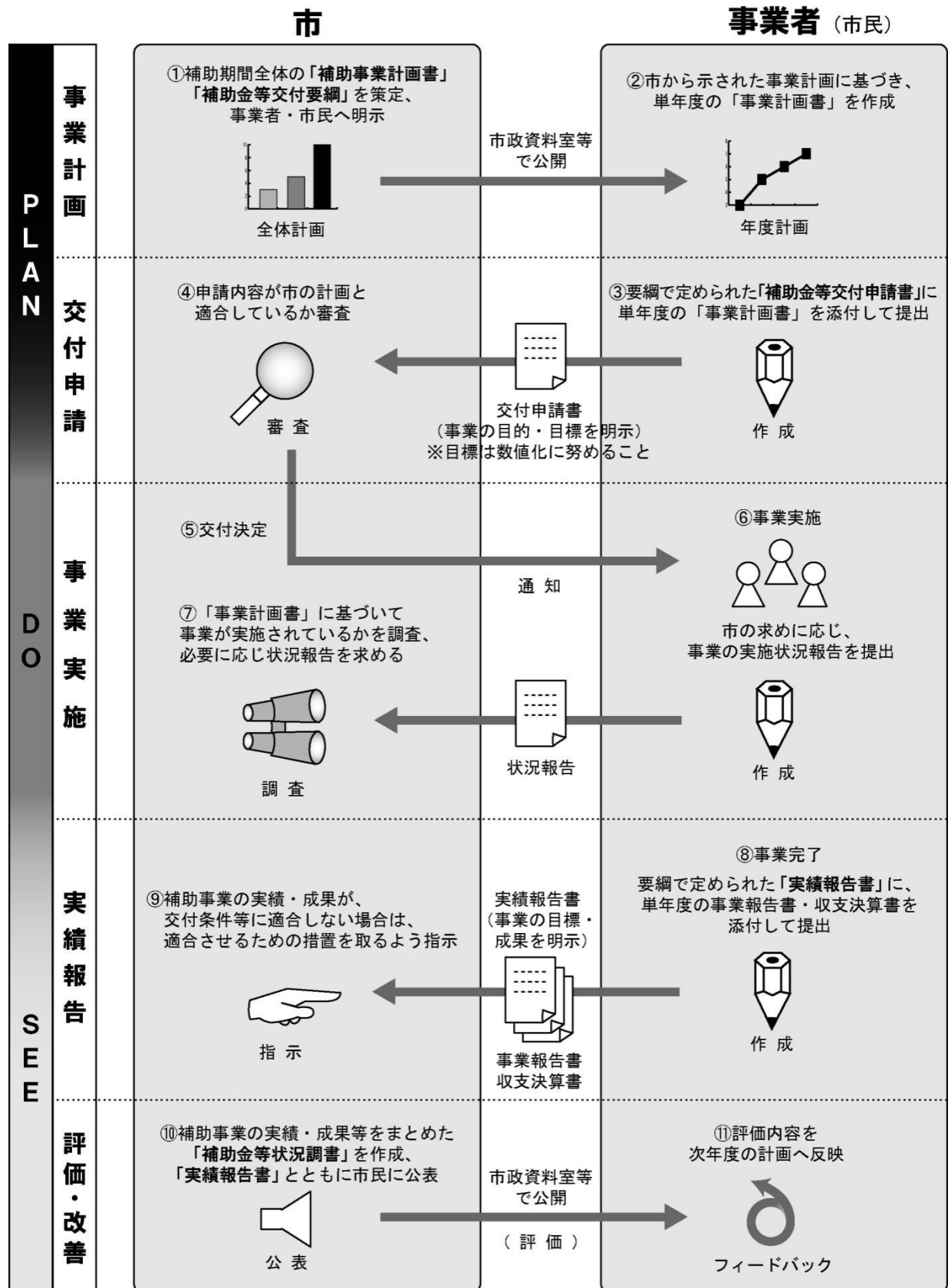
(2) 市民から提案する公共サービスを実現するためのもの

分 類	区 分	交付基準
①市民自ら企画、提案・実施する公共サービスを支援するもの	・団体(事業費) ・個人等	・2分の1以内

VI 事業管理

1. 補助事業の流れ

補助事業の進捗管理は、マネジメント・サイクル (PLAN DO SEE) に基づき、次の手順により行うものとする。



附 則

- ・この基準は、平成18年4月1日から施行する。
- ・佐倉市補助金等交付基準（平成15年5月26日施行）は廃止する。
- ・この基準の規定は、この基準の施行の日以後に交付の申請がなされる補助金等について適用し、同日前に交付の申請があった補助金等については、なお従前の例による。

附 則

- ・この基準は、平成21年4月1日から施行する。（20 佐財第526号）

附 則

- ・この基準は、平成22年6月1日から施行する。（22 佐財第156号）

佐倉市補助金等交付基準(平成21年4月1日施行) 別記 1

V 交付基準、2分類別交付基準、(1)市の基本計画の施策体系に位置づける行政目標を達成するためのもの、(※2)中、第3の項に定める補助率を、2分の1を超えて設定することができる補助金等は次に掲げるものとする。

1. 佐倉市役所職員共済会補助金のうち、庁舎内の施設整備(食堂の運営を含む)及び職員共済会の事務に要する経費に対する補助
(理由) 食堂等庁舎施設の整備については、その利益を受ける人が不特定多数であり、その性質が使用者である佐倉市の責任において負担すべき経費と考えられるため。佐倉市役所職員共済会が実施する事業は、地方公務員法第42条に基づく福利厚生事業であり、それらの企画、実施等の事務に要する経費は使用者たる佐倉市の負担で行われるべき経費であると考えられるため。
2. 佐倉市高齢者クラブ補助金のうち、千葉県老人クラブ連合会会費に対する補助
(理由) 千葉県域を包括する各市町村における同種の団体の連合組織へ参加は、広域連携による行政効果を期待して、県及び市が推進しているものであるため。
3. 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金のうち、職員人件費に対する補助
(理由) 社会福祉協議会は、法で定められた他に代替となる団体がない市域唯一の公的団体であり、市の福祉施策の多くを担い、その存在は必要不可欠なものとなっているため。
4. 佐倉市母子寡婦福祉会補助金のうち、財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会負担金に対する補助
(理由) 千葉県域を包括する各市町村における同種の団体の連合組織へ参加は、広域連携による行政効果を期待して、県及び市が推進しているものであるため。
5. 佐倉市農林業振興資金利子補給事業補助金のうち、予期できない災害等により支障をきたした農業経営を復旧するために借り入れた資金に係る利息に対する補助
(理由) 当該補助は、特別に負担を強いられている市民への補助の性格を有するため。
6. 佐倉市農業環境対策事業補助金のうち、災害等によって発生した廃プラスチック処理に係る経費に対する補助
(理由) 当該補助は、特別に負担を強いられている市民への補助の性格を有するため。
7. 北総中央用土地改良区運営補助金
(理由) 本補助金は、国営事業として整備された設備の維持管理等に係る経費を補助するものであるが、上流地区の整備が完了していないため、用水の提供は行われておらず、北総中央用土地改良区は受益を得るに至っていないにも関わらず、設備の維持管理費を負担しなければならない状況となっており、現時点での受益者負担は適当ではなく、事業全体が完了するまでの間公費による維持管理費の補てんが必要であるため。
8. 佐倉市企業誘致助成金のうち、固定資産税及び都市計画税の負担に対する補助
(理由) 当該補助は、固定資産税及び都市計画税の減免と同様の効果を求めて実施するものであり、その率又は額は、他市との競争を勘案した中で、政策的な判断で設定すべきものであるため。
9. 社団法人佐倉市観光協会事業補助金のうち、職員の人件費に対する補助
(理由) 観光協会は、他に代替となる団体がない市域唯一の公的団体であり、市の観光振興施策の多くを担い、その存在は必要不可欠なものとなっているため。

10. 佐倉市土地区画整理事業助成金のうち、施行地区内において、都市計画として決定された都市施設の用地取得費に相当する経費に対する補助、及び施行地区内の公共下水道計画に係る雨水幹線及び汚水幹線管渠等の整備に際し、施行地区外の影響を受けて規格及び工法等を変更する場合において、その施行地区外分の整備に係る工事費に相当する経費に対する補助
(理由) 当該補助は、ともに補助対象事業以外の事情により発生する公共施設に係る経費を補てんする性質のものであるため。
11. 佐倉市雨水貯留浸透施設設置工事補助金のうち、雨水浸透施設に対する補助
(理由) 雨水浸透施設は、雨水の再利用が可能となる貯留施設とは異なり、その設置により個人的な利益を増進するものではなく、市の治水対策上の効果のみが期待されるものであるため。
12. 佐倉市成人教育活動助成補助金
(理由) 印旛圏域、千葉県域を包括する各市町村における同種の団体の連合組織へ参加は、広域連携による行政効果を期待して、県及び市が推進しているものであるため。
13. 佐倉市体育協会補助金のうち、県民体育大会及び郡市民体育大会等に派遣される選手及び役員交通費及び損害賠償保険料に対する補助
(理由) 佐倉市を代表して、県民体育大会及び郡市民体育大会の派遣される選手及び役員交通費及び損害賠償保険料については、直接公費負担の対象とすることも考えられる経費であるため。
14. 佐倉市認可外保育施設運営費等補助金交付要綱
(理由) 当該補助は、認可外保育施設の経営安定と保育環境の向上に資するものであり、もって待機児童の解消の一助とするものであるため。

佐倉市補助金等交付基準(平成21年4月1日施行)別記 2

V 交付基準、2分類別交付基準、(1)市の基本計画の施策体系に位置づける行政目標を達成するためのもの、(※3)中、第1の項に定める、「団体設立後5年を経過していないこと。」とする規定を適用しない補助金等は次に掲げるものとする。

1. 佐倉市役所職員共済会補助金のうち、会の運営に係る事務に要する経費に対する補助
(理由)佐倉市役所職員共済会が実施する事業は、地方公務員法第42条に基づく福利厚生事業であり、それらの企画、実施等の事務に要する経費は使用者たる佐倉市の負担で行われるべき経費であると考えられるため。
2. 佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金のうち、職員人件費に対する補助
(理由)社会福祉協議会は、法で定められた他に代替となる団体がない市域唯一の公的団体であり、市の福祉施策の多くを担い、その存在は必要不可欠なものとなっているため。
3. 佐倉市シルバー人材センター補助金のうち、シルバー人材センターの管理運営に要する経費に対する補助
(理由)国の補助事業対象経費として認められ、継続して実施されているため。
4. 佐倉市高齢者クラブ補助金のうち、千葉県老人クラブ連合会会費に対する補助
(理由)千葉県域を包括する各市町村における同種の団体の連合組織へ参加は、広域連携による行政効果を期待して、県及び市が推進しているものであるため。
5. 佐倉市母子寡婦福祉会補助金のうち、財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会負担金に対する補助
(理由)千葉県域を包括する各市町村における同種の団体の連合組織へ参加は、広域連携による行政効果を期待して、県及び市が推進しているものであるため。
6. 佐倉市商工会議所事業補助金のうち、職員人件費(設置費、福利厚生費を含む)、事務所の維持費、一般事務費に対する補助
(理由)商工会議所は、法で定められた他に代替となる団体がない市域唯一の公的団体であり、市の商工業振興施策の一部を担い、その存在は必要不可欠なものとなっているため。
7. 北総中央用水土地改良区運営補助金
(理由)本補助金は、国営事業として整備された設備の維持管理等に係る経費を補助するものであるが、上流地区の整備が完了していないため、用水の提供は行われておらず、北総中央用水土地改良区は受益を得るに至っていないにも関わらず、設備の維持管理費を負担しなければならない状況となっており、現時点での受益者負担は適当ではなく、事業全体が完了するまでの間公費による維持管理費の補てんが必要であるため。
8. 佐倉市成人教育活動助成補助金
(理由)印旛圏域、千葉県域を包括する各市町村における同種の団体の連合組織へ参加は、広域連携による行政効果を期待して、県及び市が推進しているものであるため。
9. 社団法人佐倉市観光協会事業補助金のうち、職員の人件費及び事務所運営経費に対する補助
(理由)観光協会は、他に代替となる団体がない市域唯一の公的団体であり、市の観光振興施策の多くを担い、その存在は必要不可欠なものとなっているため。
10. 佐倉市認可外保育施設運営費等補助金交付要綱
(理由)当該補助金は、認可外保育施設の経営安定と保育環境の向上に資するものであり、もって待機児童の解消の一助とするものであるため。